

第4号様式

決定期間特例延長通知書

教 高 第 99 号
令和5年4月7日

官部 龍彦 様

新潟県教育委員会
(公印省略)

令和5年2月7日付けで公開請求のあった行政文書の公開については、新潟県情報公開条例第11条第5項の規定により、次のとおり行政文書を公開するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

行政文書の件名又は内容	<ul style="list-style-type: none">・令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書・令和2年以降の、部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書
新潟県情報公開条例第11条第1項に規定する決定期間	令和 5年 2月 7日から 令和 5年 2月 21日まで
行政文書の相当の部分について公開するかどうかの決定を行う期限	令和 5年 4月 7日まで
残りの行政文書について公開するかどうかの決定を行う期限	令和 5年 7月 7日まで
新潟県情報公開条例第11条第5項を適用する理由	<ul style="list-style-type: none">・当該の行政文書の処理に要する事務量とその繁忙のため・年度替わりによる業務量増加のため
担 当 課 (所)	新潟県教育庁高等学校教育課 電話番号 (025) 280 - 5612 係名 指導第2係 内線 3884
備 考	